

令和4年度介護保険サービス事業者等指導監査実施方針

1 基本方針

介護保険法に規定する事業（以下「介護保険事業」という。）の実施に当たり、同法及び関連法令の規定に基づき、①法令が遵守されているか、②適正な保険給付がなされているか、③利用者の尊厳が保持され利用者本位のサービス提供がなされているか、④適切な防災、防犯対策やリスクマネジメントが行われているか、⑤利用者等の個人情報適正に管理されているかなどの観点から、介護保険事業を行う事業者（以下「サービス事業者等」という。）に対し、指導、監査を行う。

なお、指導については、上記及びサービス事業者等のサービスの質の確保・向上を図る観点から、サービス事業者等の育成・支援に主眼を置いて実施する。

また、監査については、法令・指定基準等への違反、介護報酬の不正請求又は不適切なサービスの提供が疑われる場合に、介護保険法で定められた権限（改善勧告、改善命令、指定の効力の全部又は一部停止、指定の取消等）を適切に行使し、介護保険制度への信頼を維持し、利用者を保護することに主眼を置いて、機動的に行うこととする。

2 根拠法令等

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）
- (2) 介護保険サービス事業者等指導実施要綱
- (3) 介護保険サービス事業者等監査実施要綱
- (4) 京都市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等監査実施要綱

3 対象

- (1) 介護保険施設
- (2) 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等（以下「居宅系事業所等」という。）

4 指導形態

(1) 集団指導

サービス事業者等に対し、介護保険サービス等の取扱いや介護給付費の請求の内容、制度改正内容、過去の指導事例等について、動画配信による講習及びWEBサイトからダウンロードできる資料配布の方法により行う。

(2) 運営指導

介護保険施設及び居宅系事業所等（以下「事業所等」という。）において、実地により設備の確認や関係書類の閲覧を行い、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式により行う。特段の事情がない限り、オンライン等の活用は行わない。

5 指導対象の選定

(1) 集団指導

全てのサービス事業者等（法第71条第1項（法第115条の11において準用する場合を含む。）において、サービス事業者等としての指定があったものとみなされた事業者のうち、介護保険サービスを行わない事業者を除く。）を対象に、年1回実施する。

（2）運営指導

ア 事業者当たり6年に1回を目安として過去の実施年度や指導経過等を踏まえ選定する。

イ 介護老人福祉施設については、老人福祉法に基づく特別養護老人ホームに対する指導監査を原則として3年に1回実施することから、これと同時に実施する。

ウ 新規指定及び既存事業拡大の計画を有するサービス事業者等が開設する事業所等については、原則として指導対象に選定する。

エ その他、本市が必要と認める場合は、目安とする頻度にかかわらず、随時指導対象に選定する。

6 運営指導の方法等

（1）指導体制

運営指導は、2名以上の指導班を編成し実施する。

（2）実施通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、概ね1月前までに通知する。

（3）指導日数

- ・介護保険施設：原則1日
- ・居宅系事業所等：原則2時間程度（ただし、施設併設の場合は1日もあり得る。）

（4）指導の重点事項

ア 法令遵守事項

○ 人員、設備及び運営

- ・必要なサービス提供人員の配置
- ・必要な設備、備品の整備
- ・サービス内容及び手順の説明、契約
- ・サービス計画の作成、サービス提供
- ・日常生活費等のその他の費用

○ 業務管理体制の整備

- ・法令遵守責任者の役割及びその業務
- ・業務が法令に適合することを確保するための規定の整備

イ 報酬等請求事項

○ 介護給付費の算定（介護給付適正化システムの分析から特異傾向を示すサービス事業者についての適正な請求、運用の推進等）

○ 報酬上の加算についての適正な請求

ウ 尊厳保持事項

- 高齢者虐待防止及び身体的拘束禁止についての認識の普及
- 高齢者虐待防止及び身体的拘束禁止に関する制度理解の推進
- 高齢者虐待防止及び身体的拘束禁止に向けた事業所等の積極的な取組の推進
- 高齢者虐待防止のための委員会、指針整備、定期的な研修等の実施

エ 防災、防犯対策関連事項

- 非常災害に関する具体的計画（火災、風水害、地震等に対処するための計画）の作成、関係機関への通報及び連携体制の整備
- 非常災害に関する具体的計画の従業者への周知、定期的な訓練の実施
- 防犯設備の整備・点検、職員研修等の取組
- 関係機関や地域住民等との協力・連携体制の構築

オ リスクマネジメント関連事項

- 感染症等対策（感染症の予防及びまん延の防止のための委員会、指針整備、定期的な研修及び訓練の実施等）
- 事故発生時及び緊急時の対応、再発防止対策の検討・周知
- 苦情解決体制の整備、苦情に対する適切な対応
- 業務継続計画の策定、定期的な研修及び訓練の実施

カ 個人情報の管理関連事項

- 規程の整備
- 個人情報使用の同意
- 個人情報の管理
- 従業者による個人情報の漏洩対策

7 監査

（1）監査の実施

介護保険サービス事業者等監査実施要綱及び京都市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等監査実施要綱により、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認が必要と認める場合に速やかに行う。

（2）監査体制

監査は、2名以上の監査班を編成し実施する。

8 指導・監査後の措置

介護保険サービス事業者等指導実施要綱、介護保険サービス事業者等監査実施要綱、京都市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等監査実施要綱のとおり、文書による改善を要する事項の通知（以下「文書指摘」という。）、自主返還、勧告、命令等、指定の取消等、設備の使用制限等、変更命令、業務運営の勧告、命令等、許可の取消等、不正利得の徴収、加算金の徴収の措置を行う。

また、悪質と認める不正請求や虚偽報告、検査忌避等については、刑事告発を検討する。

9 令和4年度における実施計画

（1）集団指導

上半期に実施

（2）運営指導

通年で実施